第１

令和７年６月２日　招集

唐津市議会定例会提出議案

唐　　津　　市

議　案　目　次

議案第　５８　号　令和７年度唐津市一般会計補正予算……（別冊）

議案第　５９　号　令和７年度唐津市国民健康保険特別会計補正予算……（別冊）

議案第　６０　号　令和７年度唐津市後期高齢者医療特別会計補正予算……（別冊）

議案第　６１　号　令和７年度唐津市介護保険特別会計補正予算……（別冊）

議案第　６２　号　唐津市市民センター設置条例の一部を改正する条例制定について……１

議案第　６３　号　唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について……３

議案第　６４　号　唐津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について……６

議案第　６５　号　唐津市税条例の一部を改正する条例制定について……１０

議案第　６６　号　唐津市営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定について……１６

議案第　６７　号　人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて……１８

議案第　６８　号　高規格救急自動車購入契約締結について……２０

議案第　６９　号　水難救助車購入契約締結について……２１

議案第　７０　号　消防ポンプ自動車購入契約締結について……２２

議案第　７１　号　唐津市過疎地域持続的発展計画の変更について……２３

議案第　７２　号　唐津市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について……２８

議案第　７３　号　唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について……３１

報告第　２　号　令和６年度唐津市一般会計継続費繰越計算書の報告について……３３

報告第　３　号　令和６年度唐津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について……３５

報告第　４　号　令和６年度唐津市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について……４２

報告第　５　号　令和６年度唐津市有線テレビ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について……４６

報告第　６　号　令和６年度唐津市水道事業会計予算繰越計算書の報告に

ついて ・・ ４８

報告第　７　号　令和６年度唐津市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について ・・ ５０

報告第　８　号　令和６年度唐津市モーターボート競走事業会計継続費繰越計算書の報告について ・・・ ５６

報告第　９　号　令和６年度唐津市モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告について ・・・ ５８

報告第１０号　専決処分の報告について（その１）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

議案第６２号

唐津市市民センター設置条例の一部を改正する条例制定について

唐津市市民センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

提案理由　　唐津市相知市民センターの移転に伴い改正するものである。

唐津市条例第　　号

唐津市市民センター設置条例の一部を改正する条例

唐津市市民センター設置条例（平成１７年条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表中「唐津市相知町相知２０５５番地１」を「唐津市相知町相知２０５５番地５」に改める。

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第６３号

唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

提案理由　　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に準じ改正するものである。

唐津市条例第　　号

唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項中「第１６条の３」を「第１６条の４」に改める。

第１６条の４を第１６条の５とする。

第１６条の３第１項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。」を「請求等」に改め、同条を第１６条の４とし、第１６条の２の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第１６条の３　任命権者は、唐津市職員の育児休業等に関する条例（平成１７年条例第４２号）第２４条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 唐津市職員の育児休業等に関する条例第２４条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市長が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１６条の３第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第６４号

唐津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

提案理由　　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第　　号

唐津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

唐津市職員の育児休業等に関する条例（平成１７年条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項から第３項まで及び第５項」に改める。

第２０条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第２１条の見出しを「（第１号部分休業の承認）」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２１条の２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

(1)　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

(2)　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２１条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第２１条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員　７７時間３０分

(2) 非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２１条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第２２条中「職員が」の次に「育児休業法第１９条第１項に規定する」を加える。

第２３条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第２３条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月３１

日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の唐津市職員の育児休業等に関する条例第２１条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

議案第６５号

唐津市税条例の一部を改正する条例制定について

唐津市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

提案理由　　地方税法等の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第　　号

唐津市税条例の一部を改正する条例

唐津市税条例（平成１７年条例第６２号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１８条の３第１項中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第３４条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３６条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第１６条の２の次に次の一条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１６条の２の２　令和８年４月１日以後に第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われ

た加熱式たばこ（第９２条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第９２条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第１６条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第７項から第９項までの規定　令和８年４月１日

(2) 第１８条及び第１８条の３第１項の改正規定並びに次項の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

２　この条例による改正後の唐津市税条例（以下「新条例」という。）第１８条の規定は、前項第２号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

３　新条例第３４条の２及び第３６条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

４　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第３６条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３

号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

５　新条例第３６条の３の２第１項の規定は、附則第１項本文に規定する施行の日（以下「１項施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１項施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の唐津市税条例（以下「旧条例」という。）第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

６　新条例第３６条の３の３第１項の規定は、１項施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、１項施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

７　次項に定めるものを除き、附則第１項第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

８　令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、唐津市税条例第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第１６条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 唐津市税条例第９４条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則

第１６条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第１６条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

9　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第６６号

唐津市営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定について

唐津市営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

提案理由　　土地改良法の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第　　号

唐津市営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

唐津市営土地改良事業分担金等徴収条例（平成１７年条例第１９５号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「法による事業」の次に「（法第９６条の４第１項において準用する法第８７条の３第１項の規定により行う事業を除く。）」を加え、同条第４項中「第１項及び第２項」を「第１項から第３項まで」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　法第９６条の４第１項において準用する法第８７条の３第１項の規定により行う事業の施行に係る地域内にある土地につき法第９１条の２第６項各号のいずれかに掲げる者が、法第９６条の４第１項において準用する法第８７条の３第７項において準用する法第８７条第５項の規定により当該事業の土地改良事業計画を定めた旨の公告があった日から、当該事業の工事の完了につき法第１１３条の３第３項の規定による公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して８年を経過しない間に、法第９１条の２第６項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から特別徴収金を徴収する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第６７号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

住　　所　[redacted]

氏　　名　山　手　美　砂　江

生年月日　[redacted]

提案理由　　人権擁護委員法第６条第３項の規定により市議会の意見を求めるものである。

議案第６７号参考資料

山手美砂江[redacted]

略	歴
[redacted]	[redacted]
昭和５４年　４　月	福岡県に奉職（福岡県立小郡養護学校教諭）
昭和５８年　４　月	吉井町立吉井小学校教諭
平成　２　年　４　月	浮羽町立小塩小学校教諭
平成　８　年　４　月	田主丸町立船越小学校教諭
平成１３年　４　月	吉井町立福富小学校教諭
平成１９年　４　月	うきは市立姫治小学校教諭
平成２５年　４　月	うきは市立吉井小学校教諭
平成３１年　３　月	福岡県を退職
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]

議案第６８号

高規格救急自動車購入契約締結について

高規格救急自動車購入契約を次のとおり締結するものとする。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

１　契約の目的　　高規格救急自動車（１台）購入

２　契約の方法　　指名競争入札による契約

３　契約金額　　金１９，５５８，０００円

４　契約の相手方　　佐賀県唐津市和多田天満町一丁目１番９号

佐賀トヨタ自動車株式会社唐津店

店長　阿　部　堅　太　郎

提案理由　　地方自治法第９６条第１項第８号及び唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものである。

議案第６９号

水難救助車購入契約締結について

水難救助車購入契約を次のとおり締結するものとする。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

１　契約の目的　　水難救助車（１台）購入

２　契約の方法　　指名競争入札による契約

３　契約金額　　金４９，１８９，８００円

４　契約の相手方　　佐賀県唐津市本町１９４６番地３　大西ビル４０１

株式会社サガハツ唐津営業所

所長　無　津　呂　明　彦

提案理由　　地方自治法第９６条第１項第８号及び唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものである。

議案第７０号

消防ポンプ自動車購入契約締結について

消防ポンプ自動車購入契約を次のとおり締結するものとする。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

１　契約の目的　　消防ポンプ自動車（１台）購入

２　契約の方法　　指名競争入札による契約

３　契約金額　　金２３，７６９，６００円

４　契約の相手方　　佐賀県唐津市厳木町箸木６８番地２

南里ポンプ株式会社唐津営業所

唐津営業所長　野　津　潤　一　郎

提案理由　　地方自治法第９６条第１項第８号及び唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものである。

議案第７１号

唐津市過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第８条第１０項において準用する同条第１項の規定により、唐津市過疎地域持続的発展計画を別紙のように変更するものとする。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

提案理由　　過疎地域の公共的施設の総合的かつ計画的整備を図るため変更するものである。

唐津市過疎地域持続的発展計画（変更）

頁	項　目	変　　更　　案	現　　行
４７頁 ～ ５２頁	８　教育の振興	(2) 現況と問題点 ア　学校教育 全国的な少子・高齢化のなか、本市においても児童生徒数が減少しており、本市の過疎地域における児童生徒数も少子化傾向が著しく進んでいる。 また、児童生徒数の減少により、複式学級を取り入れざるを得ない学校が発生しており、教育環境の向上のため小中学校の統廃合による通学区域の再編を進めている。 校舎、屋内運動場、プール、教職員住宅等の学校施設の整備については、市の全体計画に基づき、老朽施設の改築及び改修を進めている。 学校統合に対しては、遠距離通学者等の通学支援を実施するとともに、廃校舎についても地域資産として有効に活用できる方策について、地域住民を交えて検討している。 イ　生涯学習 近年、コミュニティ活動及び生涯学習に対する住民意識は高度化・多様化し、生涯学習環境は更なる充実が求められている。 本市においては、区域毎の公民館及び図書館を中心に社会教育事業の推進を行っている。 一方、市民による文化活動団体及び各種グループの活動も実施されているが十分とは言えず、団体及び指導者を育成し、更	(2) 現況と問題点 ア　学校教育 全国的な少子・高齢化のなか、本市においても児童生徒数が減少しており、本市の過疎地域における児童生徒数も少子化傾向が著しく進んでいる。 また、児童生徒数の減少により、複式学級を取り入れざるを得ない学校が発生しており、教育環境の向上のため小中学校の統廃合による通学区域の再編を進めている。 校舎、屋内運動場、プール＿＿＿＿＿等の学校施設の整備については、市の全体計画に基づき、老朽施設の改築及び改修を進めている。 学校統合に対しては、遠距離通学者等の通学支援を実施するとともに、廃校舎についても地域資産として有効に活用できる方策について、地域住民を交えて検討している。 イ　生涯学習 近年、コミュニティ活動及び生涯学習に対する住民意識は高度化・多様化し、生涯学習環境は更なる充実が求められている。 本市においては、区域毎の公民館＿＿＿＿＿を中心に社会教育事業の推進を行っている。 一方、市民による文化活動団体及び各種グループの活動も実施されているが十分とは言えず、団体及び指導者を育成し、更

		に活動の促進を図っていく必要がある。 また、図書館については、近代図書館ネットワークシステムを整備し、市内全域に同等の図書サービスの提供を行っているが、地域ごとの利用状況に偏りがあり、さらなる利用促進を図る必要がある。 施設については、一部に老朽化した施設もあり、耐震化とともに機能回復のための改修も必要となっている。 ウ　略 (3)　具体的な解決策 ア　略 イ　生涯学習 生涯学習施設の充実及び有効活用を図るとともに、国際化教育及び情報化教育並びに高齢者の社会参加と生きがいづくりなど、社会の変化や世代間のニーズに対応した生涯学習の環境づくりを推進する。 公民館活動については、各グループの活動を支援し、地域における生涯学習の振興を推進する。また、豊かな感性及び自立心を持った青少年の健全育成に寄与するため、海洋、山間等の自然の中での野外体験研修を推進する。 地域住民によるコミュニティ活動の伸展については、地域の活動拠点として活用する自治公民館の整備について支援する。 図書館施設については、安心・安全に利用できるよう移転改修や機能拡充のための整備を実施する。 ウ　略 (4)　事業計画	に活動の促進を図っていく必要がある。 施設については、一部に老朽化した施設もあり、耐震化とともに機能回復のための改修も必要となっている。 ウ　略 (3)　具体的な解決策 ア　略 イ　生涯学習 生涯学習施設の充実及び有効活用を図るとともに、国際化教育及び情報化教育並びに高齢者の社会参加と生きがいづくりなど、社会の変化や世代間のニーズに対応した生涯学習の環境づくりを推進する。 公民館活動については、各グループの活動を支援し、地域における生涯学習の振興を推進する。また、豊かな感性及び自立心を持った青少年の健全育成に寄与するため、海洋、山間等の自然の中での野外体験研修を推進する。 地域住民によるコミュニティ活動の伸展については、地域の活動拠点として活用する自治公民館の整備について支援する。 ウ　略 (4)　事業計画

事業名	事業内容	事業主体
(1) 学校教育関連施設		
ア～ウ　略	略	略
エ　給食施設	給食センター関連施設の工事	唐津市
オ　教職員住宅	教職員住宅改修事業	唐津市
(2) 集会施設、体育施設等		
ア及びイ　略	略	略
ウ　体育施設	相知天徳の丘運動公園整備事業	唐津市
	肥前社会体育施設整備事業	
	鎮西スポーツセンター整備事業	
	鳴神の丘運動公園整備事業	
	呼子スポーツセンター整備事業	
	相知浦の川スポーツセンター整備事業	
エ　図書館	図書館整備事業	唐津市
(3) 過疎地域持続的発展特別事業		
ア及びイ　略	略	略

事業名	事業内容	事業主体
(1) 学校教育関連施設		
ア～ウ　略	略	略
エ　給食施設	給食センター関連施設の工事	唐津市
＿　＿＿＿＿	＿＿＿＿＿＿＿＿	＿＿＿
(2) 集会施設、体育施設等		
ア及びイ　略	略	略
ウ　体育施設	相知天徳の丘運動公園整備事業	唐津市
	肥前社会体育施設整備事業	
	鎮西スポーツセンター整備事業	
	鳴神の丘運動公園整備事業	
	呼子スポーツセンター整備事業	
	相知浦の川スポーツセンター整備事業	
＿　＿＿＿	＿＿＿＿＿＿	＿＿＿
(3) 過疎地域持続的発展特別事業		
ア及びイ　略	略	略

		(5) 公共施設等の考え方 唐津市公共施設再配置計画に基づき、次のとおりとする。 ア　義務教育施設 中学校及び小学校については、学校配置の適正化が進んでいるが、今後も「唐津市立学校通学区域審議会」の答申に基づき、小中一貫校による統廃合も選択肢に入れて適正配置を検討する。 給食センターについては、浜玉、厳木、相知、北波多給食センターは、新設した東部学校給食センターに統合されており、今後は肥前、鎮西、呼子給食センターを１か所に機能集約し、広域施設として市域に二つの機能配置を基本とするが、将来的には民営化・民間活用を検討する。 教職員住宅については、必要数を維持するものとし、閉校や児童数の減少により不要となった施設は用途廃止を行う。 イ及びウ　略	(5) 公共施設等の考え方 唐津市公共施設再配置計画に基づき、次のとおりとする。 ア　義務教育施設 中学校及び小学校については、学校配置の適正化が進んでいるが、今後も「唐津市立学校通学区域審議会」の答申に基づき、小中一貫校による統廃合も選択肢に入れて適正配置を検討する。 給食センターについては、浜玉、厳木、相知、北波多給食センターは、新設した東部学校給食センターに統合されており、今後は肥前、鎮西、呼子給食センターを１か所に機能集約し、広域施設として市域に二つの機能配置を基本とするが、将来的には民営化・民間活用を検討する。 イ及びウ　略

議案第７２号

唐津市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

唐津市長　峰　　達　郎

唐津市条例第　　号

唐津市税条例の一部を改正する条例

唐津市税条例（平成１７年条例第６２号）の一部を次のように改正する。

第３６条の２第８項及び第６２条の２第２項第１号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円

第８９条第２項第２号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改め、同項第５号中「定格出力」の次に「（第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第９０条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」

を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第１３９条の３第２項第１号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第１４９条第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附則第１０条の２第１４項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第１０条の３第１５項を同条第１６項とし、同条第１４項を同条第１５項とし、同条第１３項の次に次の１項を加える。

１４　市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

２　この条例による改正後の唐津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

３　新条例第８２条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第７３号

唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

唐津市長　峰　　達　郎

唐津市条例第　　号

唐津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

唐津市国民健康保険税条例（平成１７年条例第６９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「６５万円」を「６６万円」に改め、同条第３項ただし書中「２４万円」を「２６万円」に改める。

第２３条第１項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同項第２号中「２９５，０００円」を「３０５，０００円」に改め、同項第３号中「５４５，０００円」を「５６万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の唐津市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後

の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第２号

令和６年度唐津市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４５条第１項の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、同項の規定により報告する。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

令和６年度　唐津市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	新唐津市民会館（仮称）整備Ⅱ期事業費	11,581,916,000	1,693,353,000		1,693,353,000	542,845,023	1,150,507,977	1,150,507,977		194,000	1,110,000,000	40,313,977
10 教育費	3 中学校費	鏡中学校長寿命化改良事業費	3,737,936,000	1,503,711,000	99,427,730	1,603,138,730	1,375,848,619	227,290,111	227,290,111			191,500,000	35,790,111
	4 社会教育費	都市コミュニティセンター社会体育館解体事業費	160,239,000	97,108,000		97,108,000	60,769,885	36,338,115	36,338,115			32,700,000	3,638,115

報告第３号

令和６年度唐津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により報告する。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

令和６年度　唐津市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	定額減税調整給付金給付事務費	22,310,000	17,227,000	3,662,250	13,564,750				
		情報化基盤光ケーブル推進事業補助金	150,474,000	150,474,000					150,474,000	
	6 地域振興費	相知宿通り賑わいづくり支援事業費	65,199,000	64,704,000					64,704,000	
3 民生費	1 社会福祉費	令和6年度住民税非課税世帯に対する支援給付金給付事業費	449,140,000	24,870,000		24,870,000				
		令和6年度住民税非課税世帯に対する支援給付金給付事務費	33,886,000	18,518,000		18,518,000				
		肥前福祉センター貯湯槽更新事業費	36,025,000	36,025,000					36,025,000	
4 衛生費	2 清掃費	し尿中継施設管理運営費	39,717,000	39,717,000				28,300,000	9,703,000	1,714,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
6 農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業費	112,815,000	94,277,000			94,277,000			
		鳴神公園整備事業費	64,397,000	64,071,000			122,000	63,900,000		49,000
	2 上場開発費	農業用用排水(基幹水利)施設管理事業費	15,000,000	8,200,000			4,680,000			3,520,000
	4 水産業費	神集島漁港改修事業費	33,538,000	25,890,000			15,108,000	9,700,000		1,082,000
		浜崎漁港改修事業費	71,000,000	71,000,000			45,500,000	25,500,000		
		串浦漁港改修事業費	31,000,000	31,000,000			15,000,000	16,000,000		
7 商工費	1 商工費	青果市場移転整備事業補助金	12,713,000	12,713,000					12,713,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持改良費	105,500,000	88,052,000		569,000		600,000		86,883,000
		道路照明管理費	20,000,000	12,265,000		2,612,000		2,500,000	7,153,000	
		東町和多田線道路改良費	41,000,000	40,593,000		22,212,000		16,500,000		1,881,000
		石原線道路改良費	31,300,000	31,300,000				31,300,000		
		岩屋本山線道路改良費	9,520,000	9,346,000		4,746,000		4,600,000		
		天徳の丘公園2号線道路改良費	148,148,000	140,484,000		77,250,000		61,600,000		1,634,000
		下牟田部線道路改良費	27,517,000	26,826,000		8,170,000		18,600,000		56,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋りょう費	停車場帆柱線道路改良費	36,900,000	21,871,000		10,657,000		10,000,000		1,214,000
		星賀納所線道路改良費	15,750,000	15,750,000		7,650,000		8,100,000		
		柳瀬下門線道路改良費	37,760,000	37,265,000		18,108,000		19,100,000		57,000
		橋りょう長寿命化事業費	304,230,000	288,684,000		161,309,000		105,200,000	10,630,000	11,545,000
	3 河川費	排水路整備費	77,500,000	55,736,000				55,700,000		36,000
		河川維持費	28,000,000	28,000,000				28,000,000		
		急傾斜地崩壊防止事業費	6,677,000	6,677,000			3,338,000	1,600,000	1,670,000	69,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
8 土木費	5 都市計画費	都市計画総務事務費	4,290,000	4,290,000			2,145,000			2,145,000
		都市公園施設長寿命化事業費	25,065,000	25,065,000		11,133,000		8,900,000	5,032,000	
		松浦河畔公園再整備事業費	15,532,000	15,532,000		7,755,000		6,900,000	877,000	
	6 住宅費	北波多地区住宅整備費	6,680,000	6,680,000	6,680,000					
9 消防費	1 消防費	地域防災緊急整備事業費	80,381,000	42,095,000		21,020,000		13,300,000	7,643,000	132,000
10 教育費	5 保健体育費	体育施設整備費	10,901,000	10,901,000		5,450,000		5,400,000		51,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	令和6年災害農地・農業用施設復旧費	21,000,000	20,934,000		10,225,000		200,000	46,000	10,463,000
		令和6年災害農地・農業用施設復旧費（令和5年発生災）	300,000,000	249,310,000		186,736,000		4,800,000	3,890,000	53,884,000
		令和6年災害漁港施設復旧費	1,540,000	1,540,000			1,214,000	300,000		26,000
	2 土木施設災害復旧費	令和6年災害土木施設復旧費	29,352,000	26,261,000		2,391,000		13,500,000		10,370,000
		令和6年災害土木施設復旧費（令和5年発生災）	2,587,556,000	2,162,665,000		896,618,000		510,000,000		756,047,000

報告第４号

令和６年度唐津市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２０条第３項ただし書の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５０条第３項の規定により報告する。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

令和６年度　唐津市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
			円	円	円	円	円	円	円	円	
6 農林水産業費	1 農業費	農業用施設・設備等被災者支援事業補助金	12,795,000	4,969,000	7,826,000		7,826,000		7,826,000		令和5年7月の豪雨により被災した浜玉、七山地区の農業用ハウスの再建事業の一部について、農地に隣接する河川の災害復旧工事の遅れにより事業を進めることができず、年度内の完了が困難となったため
	3 林業費	林道向野線開設事業費	8,740,022	402,022	8,338,000		8,338,000		5,600,000	2,738,000	令和6年12月、令和7年1月及び2月の積雪の影響により、工事の進捗に遅れが生じ、年度内の完了が困難となったため

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業費	109,048,500	43,114,500	65,934,000		65,934,000	23,100,000	32,824,000	10,010,000	竹木場地区の橋りょう工事について、仮設道路確保のための地権者との調整に不測の日数を要したこと、また、現地地盤が硬岩で床堀が計画どおりに進まなかったことから、年度内の完了が困難となったため
	3 河川費	排水路整備費	71,696,200	44,702,200	26,994,000		26,994,000		26,900,000	94,000	整備対象河川の一部が令和5年7月の豪雨により被災したことから災害復旧工事のために事業着手が遅れ、また、農繁期との兼ね合いから施工時期も限られることとなり、年度内の完了が困難となったため
		災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費	34,837,000	17,990,000	16,847,000		16,847,000		4,381,350	12,465,650	令和5年7月の豪雨により発生した相知町牟田部地区のがけ崩れへの対策事業について、仮設道路や工事スペースの確保のための地権者との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	令和5年災害林業施設復旧費	289,181,417	258,661,417	30,520,000		30,520,000		30,520,000		令和5年7月の豪雨による被災箇所について順次工事を進めていたが、令和6年11月上旬の大雨により、工事の進捗に遅れが生じ、年度内の完了が困難となったため
	2 土木施設災害復旧費	令和5年災害土木施設復旧費	897,705,830	869,339,930	28,365,900		28,365,900			28,365,900	令和5年7月の豪雨による被災箇所について順次工事を進めていたが、同一時期に災害復旧等による他の工事件数が多かった影響で、計画どおりに資材や人材を確保することができず、年度内の完了が困難となったため
	3 商工施設災害復旧費	令和5年災害観光施設復旧費	12,562,000		12,562,000		12,562,000	12,500,000		62,000	他災害復旧工事の影響で入札不調が続いた結果、事業開始が遅れ、年度内の完了が困難となったため

報告第５号

令和６年度唐津市有線テレビ事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により報告する。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

令和６年度　唐津市有線テレビ事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円
1 有線テレビジョン運営費	1 有線テレビジョン運営費	有線テレビジョン運営費	4,851,000	4,851,000	4,851,000					

報告第６号

令和６年度唐津市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第１項の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、同条第３項の規定により報告する。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

令和６年度　唐津市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	後川内配水池ほか配水流量計更新工事	8,699,900		8,699,900				8,699,900			当初の施工方法では既設管へ破損等の影響が生じることがわかり、工法の変更協議に時間を要した事や、全国的に製品構成部材の納期遅延が発生しており、年度内の事業完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	横田川広域河川改修事業に伴う配水管移設(6-1)工事	10,400,000		10,400,000			7,000,000	3,400,000			県事業の横田川広域河川改修工事の工法変更に伴い、着工時期が3月末になり、年度内の工事完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	八幡町地区ほか老朽管改良(6-2)工事	77,000,000		77,000,000	15,000,000		2,000,000	60,000,000			国の補助金交付決定が令和7年3月21日であったことで、年度内の工事完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	平野町地区ほか老朽管改良(6-1)工事	40,469,000		40,469,000			2,600,000	37,869,000			警察協議の結果、交通誘導員の増員を指示されたが、交通誘導員の確保が困難で、繁忙期を外した3月末から施工するため、年度内の工事完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	特定環境保全公共下水道事業(厳木地区)に伴う配水管移設(6-2)工事	8,515,100		8,515,100			6,000,000	2,515,100			入札不調が続き、年度内の工事完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	下水道事業(高串処理区)に伴う配水管移設(6-2)工事	7,000,000		7,000,000			4,500,000	2,500,000			入札不調が続き、年度内の工事完了が困難となったもの

報告第７号

令和６年度唐津市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第１項の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、同条第３項の規定により報告する。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

令和６年度　唐津市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	過年度損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	県事業に伴う横田処理区下水道施設移設（6-12）工事	19,621,800		19,621,800			14,554,627	5,067,173			県が実施している道路改良工事完了後に下水道工事が着手可能となるが、当該道路改良工事が遅れ、完了予定が令和7年3月下旬となったため、年度内の事業完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	厳木汚水幹線舗装復旧（6-2）工事	3,080,000		3,080,000	1,538,983	1,500,000		41,017			舗装復旧予定箇所の管布設工事が、湧水対策に時間を要したため、年度内に事業完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	本山汚水枝線布設（6-4）工事	8,000,000		8,000,000		8,000,000					入札不調により、年度内の事業完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	牧瀬・中島地区汚水管きょ実施設計（6-1）業務	6,748,500		6,748,500	1,334,300	5,400,000		14,200			本業務の管路設計のために別途実施している地質調査において、調査数量が増加し、調査完了に時間を要したため管路設計が行えず、年度内の業務完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	牧瀬・中島地区汚水管きょ地質調査（6-1）業務	7,337,000		7,337,000		7,300,000		37,000			調査するボーリング長が当初想定より深くなり、調査に時間を要したことで年度内の業務完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	牧瀬・中島地区汚水管きょ地質調査（6-2）業務	4,166,800		4,166,800	2,083,400	2,000,000		83,400			調査するボーリング長が当初想定より深くなり、調査に時間を要したことで年度内の業務完了が困難となったもの

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	過年度損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	JR唐津線厳木・岩屋21k960m付近汚水管築造工事負担金	60,925,034		60,925,034	30,462,517	30,400,000		62,517			立坑工の岩盤掘削時に湧水が確認され、地盤改良に時間を要したことで年度内の事業完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	厳木処理区厳木地区汚水枝線布設に伴う水道管移設工事負担金	6,000,000		6,000,000		6,000,000					入札不調により、年度内の事業完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	高串地区汚水幹線及び枝線布設(6-1)工事	30,630,000		30,630,000	13,477,200	17,150,000		2,800			隣接する県発注の他工事や潮間の影響により進捗に遅れが生じ、年度内の事業完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	高串地区汚水幹線布設工事	50,770,000		50,770,000	20,301,500	30,450,000		18,500			入札不調により、年度内の事業完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	汚水幹線枝線布設に伴う水道管移設工事負担金	4,500,000		4,500,000	1,113,300	3,300,000		86,700			入札不調により、年度内の事業完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	ストックマネジメント調査診断業務(管路)	8,500,000		8,500,000	4,007,750			4,492,250			道路管理者等との調査箇所の選定協議に時間を要し、年度内の着工が困難となったもの

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	過年度損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	唐津市浄水センター自家用発電機整流器等更新工事	12,628,000		12,628,000				12,628,000			整流器等の部品(インバータ)の調達に時間を要したため、機器の製作に遅れが生じ、年度内完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	七山中央浄水センター汚泥界面計取替工事	15,400,000		15,400,000	7,700,000	7,700,000					県の補助金交付決定が令和6年12月4日であったことで、年度内の工事完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	七山中央浄水センター汚泥供給ポンプほか取替工事	11,154,000		11,154,000	5,577,000	5,500,000		77,000			県の補助金交付決定が令和6年12月4日であったことで、年度内の工事完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	七山中央浄水センター設備更新工事	12,180,000		12,180,000	6,090,000	6,000,000		90,000			県の補助金交付決定が令和7年2月17日であったことで、年度内の工事完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	志気浄水センター設備更新工事	22,000,000		22,000,000	9,097,000	11,000,000		1,903,000			県の補助金交付決定が令和7年2月26日であったことで、年度内の工事完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	竹木場地区農業集落排水施設実施設計業務	5,522,000		5,522,000	2,761,000	2,700,000		61,000			県の補助金交付決定が令和7年2月17日であったことで、年度内の業務完了が困難となったもの

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	過年度損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	鏡中継ポンプ場No.1ポンプ取替工事	12,329,900		12,329,900		12,300,000		29,900			着手後に関連部品の不具合が見つかり、追加部品の製作に不測の日数を要するため、年度内の事業完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	晴気浄水センター電磁流量計取替工事	3,102,000		3,102,000		3,100,000		2,000			機器を選定するために不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	相知地区久保ＭＰ場No.1ポンプ取替工事	1,716,000		1,716,000		1,700,000		16,000			令和7年1月にポンプが故障したが、製作に日数を要するため、年度内の事業完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	呼子地区第9号ＭＰ場No.2ポンプ取替工事	2,530,000		2,530,000		2,500,000		30,000			令和7年1月にポンプが故障したが、製作に日数を要するため、年度内の事業完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	星賀浄水センターNo.1原水ポンプ取替工事	174,900		174,900		100,000		74,900			令和7年1月にポンプが故障したが、製作に日数を要するため、年度内の事業完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	双水浄水センター汚泥移送ポンプ取替工事	484,000		484,000		400,000		84,000			令和6年11月にポンプが故障したが、製作に日数を要するため、年度内の事業完了が困難となったもの

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	過年度損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	双水浄水センター放流ポンプ№2取替工事	726,000		726,000		700,000		26,000			令和6年11月にポンプが故障したが、製作に日数を要するため、年度内の事業完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	双水地区農業集落排水事業(機能強化)計画概要書作成業務	6,534,000		6,534,000	3,201,000			3,333,000			県の補助金交付決定が令和7年2月17日であったことで、年度内の業務完了が困難となったもの
1 資本的支出	1 建設改良費	千々賀地区農業集落排水事業(機能強化)計画概要書作成業務	8,448,000		8,448,000	4,125,000			4,323,000			県の補助金交付決定が令和7年2月17日であったことで、年度内の業務完了が困難となったもの

報告第８号

令和６年度唐津市モーターボート競走事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１８条の２第１項の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、同項の規定により報告する。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

令和６年度　唐津市モーターボート競走事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支払義務発生（見込）額	残額	翌年度逓次繰越額	翌年度逓次繰越額に係る財源内訳		翌年度逓次繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				建設改良積立金	過年度損益勘定留保資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	競技部棟改築事業	6,219,500,000	1,011,300,000		1,011,300,000	92,389,000	918,911,000	918,911,000	918,911,000		

報告第９号

令和６年度唐津市モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第１項の規定により次のとおり予算繰越しをしたので、同条第３項の規定により報告する。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

令和６年度　唐津市モーターボート競走事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						建設改良積立金	過年度損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	唐津市モーターボート競走場倉庫シャッター取替工事	4,092,000		4,092,000	4,092,000				入札不調により、年度内の事業完了が困難となったもの

報告第１０号

専決処分の報告について（その１）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成１７年条例第９号）第１号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

専　決　処　分　書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成１７年条例第９号）第１号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年５月１３日

唐津市長　峰　　達　郎

１　事故の内容

県道上における健康増進課庁用車のトラックへの接触による物損事故

２　事故発生年月日

令和７年１月２８日

３　事故発生場所

佐賀県唐津市相知町相知３１７９番６地先の県道相知山内線道路上

４　損害賠償の額

金２５１，５１５円

５　損害賠償及び和解の相手方

佐賀県唐津市相知町牟田部字古川１１２４番地

有限会社　富士運送

代表取締役　貞　松　秀　樹

６　和解の要旨

(1) 唐津市は、５の損害賠償及び和解の相手方に対し４の損害賠償の額を支払う。

(2) 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを相互に確認する。

報告第１１号

専決処分の報告について（その２）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成１７年条例第９号）第１号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

令和７年６月２日　提出

唐津市長　峰　　達　郎

専　決　処　分　書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成１７年条例第９号）第１号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年５月２日

唐津市長　峰　　達　郎

１　事故の内容

県道上における消防総務課庁用車の普通自動車への接触による人身事故

２　事故発生年月日

令和５年６月２６日

３　事故発生場所

佐賀県唐津市竹木場の県道３３号唐津肥前線道路上

４　損害賠償の額

金１，５２７，６７８円

５　損害賠償及び和解の相手方

[redacted]

６　和解の要旨

(1) 唐津市は、５の損害賠償及び和解の相手方に対し４の損害賠償の額を支払う。

(2) 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを相互に確認する。